

本日、6月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、去る3月、御逝去されました故北島勝也議員に対し、謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

ただいま提出いたしました議案の御説明とあわせ、当面する県政の重要課題について御報告を申し上げ、議員各位を初め県民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

まず、平成28年熊本地震への対応についてであります。

このたびの地震では、去る4月14日の前震と同16日の本震の2度にわたり震度7を観測し、多数の死者や避難者が発生するとともに、住宅や水道、道路などの社会基盤にも甚大な被害が生じました。お亡くなりになりました皆様方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、現在もなお不自由な生活を送られておられます数多くの被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

県では、発災直後、4月15日の災害派遣精神医療チームDPAT先遣隊を皮切りに、翌16日には熊本地震支援本部を設置し、災害派遣医療チームDMATや、警察、消防、応急危険度判定士など総勢135名体制による、救命救助を最優先とした支援を開始いたしました。さらに、同20日からは、関西広域連合の一員として、益城町をカウンターパートに、22日から26日にかけては、総務省の緊急要請を受け、南阿蘇村に対し、避難所運営の支援を行いました。

これら保健・医療分野を初め、避難所運営、住宅、建物の応急危険度判定、教育など、これまでの派遣総数は市町村や関係団体を含め約640名に上っており、御協力を賜りました皆様方に対しまして心から感謝を申し上げる次第であります。

また、本県に避難される被災者に対しましては、公営住宅を提供いたしますとともに、とくしまマラソンでのチャレンジ・アンド・チャリティーやメッセージ・ゼッケンなどさまざまな募金活動を通じてお寄せをいただきました寄附金を大規模災害被災者等支援基金に積み立て、生活支援を実施いたしてまいります。加えて、同基金を活用し、NPO法人などが行う被災地との交流、受け入れ活動についても支援することとし、去る5月30日には、第一弾となる5事業を採択いたしましたところであります。

今後とも、一日も早い被災地の復旧、復興に向け、刻々と変化する現地ニーズに即したきめ細やかな支援を継続してまいります。

さて、今回の熊本地震は直下型の活断層地震でありましたため、活断層上では、住宅や防災拠点、避難所などに大きな被害が発生するとともに、自治体における受援体制や避難所運営のあり方、避難者の健康問題など、さまざまな課題が浮き彫りとなったところであります。

本県におきましても、鳴門市から三好市にかけ中央構造線活断層帯が縦断して

いることから、活断層地震や、切迫する南海トラフ巨大地震を迎え撃つべく、震災に強い社会づくり条例を平成24年12月21日に制定いたしましたところであります。

この条例に基づき、平成25年8月には、都道府県レベルでは初となります土地利用規制として特定活断層調査区域を指定し、大規模施設や危険物貯蔵施設を建築する際に活断層の調査とその直上を避けることを義務づけた結果、区域内での新たな建築事例はなく、活断層地震の被害回避に向けた取り組みが県民の皆様方に浸透してまいりました。

加えて、津波地域につきましては、平成26年3月11日、市町村や学校、福祉施設などに避難計画策定や避難訓練を義務づける津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンを全国に先駆け指定し、過去幾度も繰り返されてまいりました悲惨な歴史を二度と繰り返すことのないよう、取り組みを進めているところであります。

さらに、このたびの地震で得た教訓を踏まえ、去る5月16日には、大規模災害時における水の確保を図るため、徳島県管工事業組合連合会と、応急給水及び水道施設の応急復旧に関する支援協定を締結いたしましたほか、市町村による避難所の緊急安全診断、県立学校体育館の天井落下防止対策、簡易洋式トイレの備蓄強化といった避難所における生活の質、いわゆるQOLの向上など、県を挙げた防災・減災対策の充実に早急に取り組むことといたしております。

また、住宅、建築物の耐震化につきましては、震災時死者ゼロを目指し、平成16年度から木造住宅の耐震化に取り組み、平成25年度からは、全国に先駆け、昭和56年6月以降の新耐震基準に対応したものであっても、平成12年6月に基準が強化されたいわゆる新耐震基準施行以前のものについては耐震診断、改修の補助対象とするなど、実効性の高い制度へと拡充いたしてまいりました。

加えて、このたびの地震における木造住宅の甚大な被害を受け、まずは助かる命を助ける上で、耐震シェルターの有効性を改めて強く認識いたしましたところであります。

そこで、本年度、補助率を2分の1から5分の4に引き上げ、新たに設けた耐震シェルター設置支援制度の補助対象を、高齢者のみの世帯から全世帯へとするとともに、新耐震基準以前の住宅から新耐震基準以前のものまで拡大し、より一層の利用促進を図るなど、県民の皆様方の御理解のもと、住宅、建築物の耐震化をさらに加速いたしてまいります。

今後とも、南海トラフ巨大地震はもとより、中央構造線活断層地震など、あらゆる大規模災害を迎え撃つ、強靱で安全な県土づくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、政府関係機関の地方移転についてであります。

昨年の国勢調査では、戦後一貫して増加してきた大阪府の人口でさえ減少に転じた一方で、東京都ほか3県から成るいわゆる東京圏については50万人を超える人口増となるなど、東京一極集中は依然としてとどまることなく、これを是正し

地方創生を実現することは我が国にとって待ったなしの課題となっているところであります。

そこで、本県提案の消費者庁や国民生活センターなどの移転に対し、国は、本年3月22日に示した政府関係機関移転基本方針の中で、地方創生に資する意義が認められると明記するとともに、ICTの活用による試行などを行い、移転に向け8月末までに結論を得ることを目指すとしたところであります。

移転実現に向けましては、国民生活センターの教育研修、商品テストの試験移転が5月9日から開始され、さらに来月からは、県庁舎において、数十人規模で1カ月にわたります消費者庁業務試験が予定されているところであります。

今後、これらの試行を通しまして洗い出される課題を一つ一つ丁寧かつ誠実にクリアしながら、関係者の皆様方としっかりと連携し、移転の実現に向け取り組んでまいり所存でありますので、引き続き議員各位の御理解とお力添えを賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、主な事業につきまして御報告を申し上げたいと存じます。

第1点は、地方創生の旗手！「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現についてであります。

昨年度末までに、県及び県内全ての市町村において、人口減少の克服と東京一極集中の是正を同時に図る総合戦略の策定が完了し、いよいよ実践段階へと移行する本年度はまさに地方創生本格展開の年であります。

まず、とくしま回帰の大きな決め手となる仕事の確保を県が率先垂範する地方創生推進員制度につきましては、移住希望者を対象に本年4月から募集を開始しているところであり、今月1日、3名を皮切りに、今後、順次採用を進めてまいります。

また、規制緩和を通じた地方創生の推進に向けましては、民泊を初め、規制のあり方に対する地域ニーズをしっかりと酌み取り、地域みずからが課題解決につなげていく徳島県規制改革会議を、全国に先駆け、去る5月27日、始動させたところであります。

加えて、市町村の創意工夫ある取り組みを支援する徳島版地方創生特区につきましても、引き続き取り組んでまいります。

昨年度には、第1次指定の那賀町において、政府による初めてのドローンを活用した貨物輸送実験が実施され、また板野町におきましては、施設の目的外使用における国庫補助金の返還免除がコールセンター誘致につながるなど、初年度から大きな成果を得たところであります。

本年度は、去る5月2日に、農村舞台の復活や薬王寺門前町の活性化を目指す美波町の「歴史文化の力でまちづくり特区」や、昨年度に提案を受け、その具体化に向け支援を行ってきた、アグリサイエンスゾーンを核とする石井町の「次世代育成6次産業集積特区」を追加指定したところであり、これらの事業が新たな

地方創生の牽引モデルとして結実するよう、しっかりと支援を行ってまいりる所存であります。

今後とも、県民目線、現場主義に立ち、徳島創生の加速、さらには一億総活躍、ひいては日本創成の実現へと全力を傾注してまいりる所存であります。

第2点は、未来を創る！「経済・好循環とくしま」の実現であります。

まず、サテライトオフィス型テレワークの推進についてであります。

本県では昨年度より、全国屈指の光ブロードバンド環境を生かし、都市部の仕事を地方で行うサテライトオフィス型テレワークを推進するための実証事業を展開いたしてまいりました。去る6月1日には、この事業により実証を行った、東京に本社を置く株式会社ブリッジインターナショナルが、徳島市にデジタルコンテンツ事業所を開設することが決定し、将来的には新規雇用30名程度の創出が見込まれるところであります。

今後とも、さらなるテレワークの推進により、都市部からの仕事と人の流れの創出にしっかりと取り組むことで、情報通信関連産業の集積をさらに加速してまいります。

次に、T P Pへの対応についてであります。

本県では、昨年12月、全国に先駆け、徳島県T P P対応基本戦略を策定し、さらに本年4月には、農林漁業者の方々の不安や懸念を払拭するとともに基本戦略実践の推進エンジンとなる農林水産業未来創造基金を創設したところであり、今後この基金を活用し、企画提案型を柱とする農山漁村未来創造事業により、地域の創意工夫で課題解決を図る先進的な取り組みを支援いたしてまいります。

また、本年4月には、徳島大学に30年ぶりに新学部が創設され、全国初の6次産業化人材を育成する生物資源産業学部が開設されたところであります。5月18日には、県と徳島大学、種苗メーカーでは国内トップのタキイ種苗株式会社、Tファームいしい株式会社の4者で協定を締結し、同大学初となります徳島市以外のキャンパスでもあるアグリサイエンスゾーンにおいて、I C Tを活用した高度環境制御型園芸施設によります研究、実証を実施し、次世代型農業の展開をしっかりと図ってまいります。

今後とも、本県農林水産業のさらなる体質強化に向け、地域に寄り添った支援策と、変革をもたらす新たな取り組みを進め、T P P発効を見据えた本県ならではの一步先の対策を加速いたしてまいります。

第3点は、未来を守る！「安全安心・強靱とくしま」の実現であります。

まず、徳島自動車道につきましては、路線の約8割が暫定2車線の対面通行であり、利用者の安全性や快適性が確保されていないことから、国に対し繰り返し4車線化を提言してきたところ、去る6月7日、全国4カ所の付加車線設置検証路線の一つとして選定されたところであります。今後、付加車線の試行設置によりまして、徳島自動車道での安全性、走行性に係ります検証が進むこととなり、

全線4車線化に向け大きな弾みとなるものであります。

次に、四国横断自動車道につきましては、有料道路区間であります徳島ジャンクション―徳島東間におきまして、昨年度末、全ての設計協議が完了し、用地取得の協議交渉を全面展開いたしますとともに、吉野川渡河橋梁の工事を促進するなど、エポックメイク第二弾となる平成31年度の供用に向け、地元の御理解を得ながら整備を進めてまいります。

さらに、南に続く新直轄区間であります徳島東―阿南間につきましては、マリニピア沖洲地区におきまして沖洲高架橋の本格的な橋脚工事に着手いたしますとともに、引き続き、用地取得や改良工事などを着実に進めてまいります。

また、徳島小松島港津田地区につきましては、大きな潜在力を持つ木材団地につきまして、とくしま回帰をリードする複合型先進拠点へとリノベーションするため、津田地区活性化計画を昨年度末に策定し、本年度から、水面貯木場の埋め立てに必要な調査を初め、四国横断自動車道津田インターチェンジの供用を見据えた取り組みに着手しているところであり、今後、本県の飛躍的な発展につながるよう、戦略的な事業展開を図ってまいります。

次に、阿南安芸自動車道海部道路につきましては、昨年4月、牟岐町から高知県東洋町野根の間におきまして、計画段階評価の手續を終え、現在、事業化への次のステップとなります都市計画決定に向けた諸調査を行っております。

また、去る5月23日には、国、県、町、地元関係者から成る第1回地域防災公園計画検討会を開催いたし、海部道路とあわせ整備いたします宍喰地区地域防災公園の位置や規模、その利活用、さらには海部道路との接続方法など、本格的な検討を開始いたしました。この防災公園の具体化が都市計画決定に向けた大きな弾みとなりますことから、地元海陽町と連携し、早期の計画づくりに取り組み、県南地域の安全・安心を確保する海部道路の一日も早い事業化につなげてまいります。

今後とも、四国の大動脈徳島自動車道の早期4車線化と、地域の活性化はもとより、平時の救急救命や災害時の緊急輸送道路として重要な役割を果たす四国横断自動車道及び阿南安芸自動車道のさらなる整備促進に全力を傾注してまいります。

第4点は、未来へつなぐ！「環境首都・新次元とくしま」の実現であります。

昨年12月、パリでのCOP21におきまして、今世紀後半には温室効果ガス排出を実質ゼロにするという歴史的な合意に至り、世界は脱炭素社会に向け大きな一歩を踏み出したところであります。また、我が国におきましても、COP21に提出した約束草案を具現化するため、地球温暖化対策計画やエネルギー・環境イノベーション戦略を取りまとめたところであります。

これらを受け、県におきましても、脱炭素社会元年となる本年は、全国初となる気候変動対策に係る新しい条例の制定、国の目標を上回る意欲的な温室効果ガ

ス削減目標の設定など、脱炭素社会の土台づくりにしっかりと取り組んでまいります。

今後、「環境首都・新次元とくしま」の新たな拠点整備を進め、県民総ぐるみの環境学習、教育や普及啓発の充実強化にスピード感を持って取り組むことで、脱炭素社会に向けた道筋の早期本格化にしっかりとつなげてまいります。

第5点は、未来を支える！「みんなが元気・輝きとくしま」の実現であります。

まず、ともに輝く「新未来とくしま」創造プランの策定についてであります。

本年4月1日の女性活躍推進法の全面施行を契機とし、最大の潜在力と言われる女性の活躍を官民挙げて加速する本格展開の年が到来いたしました。

本県では、県の審議会における女性委員の割合が全国で唯一、50%に達し、8年連続で全国第1位、会社役員などに占める女性の割合も全国第1位となるなど、男女共同参画立県とくしまの実現に向け、着実に全国をリードいたしてまいりました。

この成果をさらなる飛躍へとつなげるため、このたび女性活躍推進法で都道府県の努力義務とされた推進計画と一体的に、新たな指針となる、ともに輝く「新未来とくしま」創造プランを策定することとし、さきの2月定例会での御論議や男女共同参画会議を初め、産業労働界や若い世代など幅広い御意見を踏まえ、素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施いたしましたところであります。

今後、今定例会でさらなる御論議をいただき、会期中に追加提案いたしたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島の実現についてであります。

障がいを理由とする差別の禁止や、筆談、読み上げといった合理的配慮の提供を求める障害者差別解消法の施行を受け、県では本年4月から、障がい者相談支援センターに専門相談員を配置し、相談窓口機能を強化いたしますとともに、事案解決のため調査、審議、助言、あっせんを行う調整委員会を設置し、障がい者の皆様方の権利擁護に向け体制を強化いたしましたところであります。

また、2020年東京パラリンピックの開催決定を契機とし、関心が高まる障がい者スポーツについて、本県の推進母体となる障がい者スポーツ協会の設立に向け、障がい者福祉団体やスポーツ関係団体はもとより、経済団体など幅広い関係者から成る設立準備委員会を立ち上げ、去る4月27日、初会合を開催いたしました。

今後とも、障がい者の皆様方の権利擁護、さらには自立と社会参加に向けた施策を積極的に展開いたし、全ての県民の皆様方にとりまして暮らしやすい徳島の実現にしっかりと取り組んでまいります。

第6点は、世界に羽ばたく！「まなび・成長とくしま」の実現であります。

まず、個性輝く特別支援教育の推進についてであります。

県西中央部における特別支援教育の中核校として、平成22年4月、開校いたし

ました池田支援学校美馬分校で、このたび、エレベーターやスロープ、多目的トイレといった安全で快適な学校生活のための施設整備が完了いたしました。また、地域の皆様方と触れ合いながら接客を学ぶ支援学校みまカフェや、清掃業務の就労に向け、より実践的な学習を行う作業学習室、日常生活に必要なスキルを学ぶ生活訓練室など、生徒の自立に向けた教育施設の充実を図ったところであります。

今後、こうした施設を活用し、生徒たちの職業スキルの向上を図りますとともに、教育、福祉、医療、さらには地域の関係機関と連携した就労支援により、徳島ならではの四位一体での特別支援教育に取り組んでまいります。

次に、文化発信拠点、文化の森総合公園についてであります。

徳島県文化の森総合公園は、図書館、博物館など5館に加え、開園20周年を記念してオープンした鳥居龍蔵記念博物館を有する、全国でも例のない複合施設として、これまで四半世紀にわたり県内外の皆様方に親しまれ、去る5月21日には、開園以来の来館者数が2,000万人を突破いたしましたところであります。

本年度におきましても、夏休み期間中には「トクシマ恐竜展」、秋には「日本・ベルギー友好150周年 ベルギー近代美術の精華展」など、子供から愛好家まで広く楽しんでいただくことのできるさまざまな催しを鋭意開催いたしてまいります。

また、これまでほとんど使用されてこなかった野外劇場につきましては、昨年秋、マチ★アソビのアニメソングコンサート会場として使用されるなど、その活用拡大が期待されますことから、膜構造屋根を設置し、天候に左右されず1,000人規模のイベントが開催できるよう、整備を進めてまいります。

今後とも、さらなる利便性の向上と魅力あふれる催しを通じ、世界に誇る文化発信拠点として、県民の芸術文化活動の促進に大きく寄与いたしてまいります。

第7点は、世界を魅了！「大胆素敵・躍動とくしま」の実現であります。

まず、外国人観光誘客の推進についてであります。

国が去る3月30日、公表した明日の日本を支える観光ビジョンでは、これまでの目標指標であった2020年の訪日外国人旅行者数2,000万人を4,000万人へと倍増することが示されたところであります。

また、本県の平成27年の外国人延べ宿泊者数は、速報値ながら過去最高の5万7,680人となり、加えて4月には、東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムにジャパングルー藍色が採用され、本県が誇る阿波藍への注目が大いに高まるなど、外国人観光誘客にさらなる追い風が吹いているところであります。

こうした千載一遇の好機をしっかりと捉え、本県への外国人誘客をさらに強化するため、4大モチーフであります阿波藍、阿波人形浄瑠璃、阿波おどり、ベートーヴェン第九を初めとする本県の魅力ある文化資源とタイアップし、海外に向け本県観光物産の魅力を強力に発信いたしますとともに、香港を初め諸外国において現地商談会を行うなど、旅行業者とのさらなる関係強化を図ってまいります。

今後とも、世界に向けた本県の魅力を全力で発信し、外国人観光誘客を通じた徳島からの地方創生実現にしっかりと取り組んでまいります。

次に、交流人口の拡大に向けたゲートウエーとくしまの取り組みについてであります。

空の玄関であります徳島阿波おどり空港につきましては、アジアのハブ空港と直結する福岡便のジェット化、沖縄や北海道5空港との乗り継ぎ割引の創設など、本県への誘客促進に向けた施策を加速させているところであり、今後、受け入れ能力の向上を図るボーディングブリッジの増設や、国際便に本格対応する施設整備の本年秋着工を目指すなど、さらなる利便性の向上に取り組んでまいります。

また、海の玄関である徳島小松島港を活用した外国クルーズ客船の誘致につきましては、去る5月30日に、2,500人を超える外国人旅行者を乗せた初のインバウンドクルーズ、ゴールデン・プリンセスが赤石地区に寄港し、阿波踊りや地元特産品の試食など徳島ならではのおもてなしと、うだつの町並みや霊山寺などをめぐるバスツアーによりまして、大いに徳島を満喫いただいたところであります。

さらに、8月13日には、2年連続のダイヤモンド・プリンセスが、10月9日には、初のラグジュアリー船ロストラルが寄港予定でありまして、引き続き、戦略的なポートセールスと官民連携による受け入れ体制の充実に努め、クルーズ来客者数の拡大を図ってまいります。

今後とも、本県の空と海の玄関の整備と利活用にとしっかりと取り組み、徳島の輝ける一歩先の未来をしっかりと切り開いてまいります。

次に、徳島の次世代への大きなチャレンジとなる四国新幹線の実現と阿佐東線へのDMV導入についてであります。

四国新幹線の実現につきましては、去る2月18日、徳島県四国新幹線導入促進期成会の設立記念シンポジウムを開催し、新幹線が走る夢と希望にあふれた四国の未来像の実現に向けた強い思いや期待を全国へ発信いたしました。

また、5月19日には、四国鉄道活性化促進期成会によるシンポジウム「四国の新幹線実現を目指して」を開催いたし、四国の新幹線をPRするロゴマーク「COME ON SHIKOKU!!」を決定したところであり、本県の四国新幹線すだちくんとのコラボレーションにより、さらなる機運の醸成を図ってまいります。

さらに、県南の観光振興や地域経済活性化の起爆剤となる阿佐東線へのDMV導入につきましては、5月26日に、鉄道事業者や関係自治体から成る阿佐東線DMV導入協議会の初会合を開催し、同協議会を推進エンジンといたし、世界に先駆けた本格的営業運行に向けた取り組みをスタートさせたところであります。

今後、この2つの大きなチャレンジが一日も早く実を結び、徳島から一歩先の次世代交通を世界に発信できますよう、県議会を初め経済界、関係団体の皆様方と連携し、しっかりと取り組んでまいりますので、どうぞ御協力方よ



ろしくお願いを申し上げます。

次に、今回提出いたしております議案の主なものにつきまして御説明申し上げます。

第1号議案は一般会計、第2号議案は特別会計についての補正予算であり、予算以外の提出案件といたしましては、条例案12件、契約議案1件であります。

第4号議案は、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号及び特定個人情報並びに個人番号カードの利用に関し必要な事項を定める条例改正を行うものであります。

以上、概略御説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の説明書などを御参照願うこととし、また御審議を通じまして御説明を申し上げてまいりたいと存じます。十分御審議くださいまして、原案どおり御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。